

蓮田市入札執行要領

(平成29年12月22日市長決裁)

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 一般競争入札 (第2条—第10条)
- 第3章 指名競争入札 (第11条・第12条)
- 第4章 入札の執行 (第13条—第34条)
- 第5章 雑則 (第35条・第36条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託、物品の購入又は借り入れ等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

(対象建設工事等)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事等は、原則別表1に定めるものとする。
(参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 蓮田市建設工事等競争入札参加資格者名簿に、一般競争入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）に対応する業種で登載されていること。

(3) 一般競争入札を執行する旨を公告した日（以下「公告日」という。）から入札日までの期間に、蓮田市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成4年要綱第12号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 公告日から入札日までの期間に、蓮田市が発注する建設工事等の契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年11月12日市長決裁。以下「暴力団排除要綱」という。）に基づく指名除外の措置を受けていないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

2 必要に応じ、前項のほか参加資格として、次に定める事項について、定めることができるものとする。

(1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の格付区分に関する事項

(2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100

号) 第27条の23第1項に規定する審査をいう。以下同じ。) に基づく総合評定値の区分に関する事項

- (3) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地に関する事項
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績に関する事項
- (5) 対象工事に配置予定の技術者に関する事項
- (6) 対象工事の施工方式等の提案に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
(入札の公告)

第4条 一般競争入札の公告は、蓮田市契約規則（平成29年蓮田市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定により、入札執行課において掲示するものとする。

2 一般競争入札の公告する事項のうち、契約規則第4条第7号に掲げるものは、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札参加申込みに関する事項
- (2) 設計図書の閲覧又は貸出しに関する事項
- (3) 最低制限価格に関する事項
- (4) 入札方法等に関する事項
- (5) その他必要な事項
(入札参加の申込み)

第5条 一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、蓮田市一般競争入札参加申込書（様式第1号。以下「入札参加申込書」という。）により、建設工事等履行実績調書（様式第2号）を添付して、所定の期日までに入札参加の申込みをしなければならない。ただし、契約規則第42条に規定する電磁的方法による入札の場合はこの限りではない。

(参加資格の有無の確認)

第6条 市長は、前条の規定により入札参加申込書を提出した入札参加希望者に対して、入札参加資格の有無を確認し、必要に応じて蓮田市工事請負指名業者等選定委員会を開催することができる。

2 市長は、当該建設工事等の入札に参加する資格を有する者に対し、一般競争入札参加資格証（様式第3号）を交付する。

3 市長は、当該建設工事等の入札に参加する資格を有しない者に対し、蓮田市一般競争入札参加不資格通知書（様式第4号）に、理由を記入のうえ通知するものとする。

(参加資格の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の交付を受けた者（以下「参加資格者」という。）が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人の場合にあつては、解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 市長は、参加資格者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札の参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 指名停止要綱により指名停止の措置を受けたとき、又は国若しくは他の公共団体から指名停止措置を受けたとき。
- (2) 暴力団排除要綱により指名除外の措置を受けたとき、又は国若しくは他の公共団体から指名除外措置を受けたとき。

（入札保証金）

第8条 入札保証金については、契約規則第5条から第8条までの規定によるものとする。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により還付しないものとする。

（設計図書）

第9条 市長は、入札参加希望者に対して一般競争入札に付する建設工事等の仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）の閲覧又は貸出しを行うものとする。

2 設計図書の閲覧又は貸出しを受けようとする者は、設計図書貸出・閲覧申請書（様式第5号）によりその旨を申請し、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により設計図書の閲覧又は貸出しの承認を受けた者は、所定の日時又は期間について、入札執行課において設計図書の閲覧又は貸出しを受けることができる。この場合において、市長は、必要に応じて預り書（様式第6号）を徴収する。

（現場説明会）

第10条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

第3章 指名競争入札

（指名及び入札の通知）

第11条 市長は、指名競争入札を執行する場合、当該入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を入札参加者に様式第7号により通知するものとする。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第12条 第7条から第10条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合、「地方自治法施行令第167条の4」とあるのは、「地方自治法施行令第167条の11」と読み替えるものとする。

第4章 入札の執行

(予定価格等の決定)

第13条 予定価格の決定は、予定価格決定者が行う。

- 2 予定価格決定者は、入札執行前に、予定価格を予定価格書(様式第8号)に記入押印し、封書に入れ、封印するものとする。
- 3 最低制限価格(調査基準価格を設けるときは、調査基準価格)を設けるときは、予定価格決定者がその価格を決定し、併せて予定価格書に記入するものとする。
- 4 調査基準価格は、総合評価方式による入札を執行する場合に、設けるものとする。
(入札執行者等)

第14条 入札執行者は、入札事務を所掌する部長又は次長が行うものとする。ただし、両者が都合つかない場合は、あらかじめ部長が指名した課長が行うものとする。

- 2 事業担当課において入札執行する場合は、課長が行うことができる。
- 3 入札立会者は、副主幹級以上の中から入札執行者が指名した者とする。ただし、当該事業担当課の副主幹級以上は、入札立会者にはなれないものとする。
- 4 入札執行者は、入札を執行するに当たって、当該建設工事等の入札事務を所掌する課の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第15条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

- 2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の予定価格書の封書、くじ及び入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札の執行)

第16条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったときは、入札参加者を順次入室させ、入札の開始を宣言し、当該建設工事等の名称、場所及び入札参加者名を読み上げて、その確認を行うものとする。

- 2 前項の宣言後の入札参加は、認めないものとする。
- 3 入札者は、1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。ただし、入札参加者の数については、入札執行者の同意を得た場合は、この限りではない。
- 4 入札執行者は、入札書(様式第9号その1~その4)に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に投入させなければならない。この場合において、入札書に記載する金額は、消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- 5 一般競争入札の場合において、参加資格者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は、認めないものとする。

(代理人による入札)

第17条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、入札執行者は、入札前に委任状(様式第10号その1~その6)により代理人であることを確認しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第18条 入札執行者は、入札参加者が一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(公正な入札の確保)

第19条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札執行者の求めに応じ誓約書（様式第11号）及び入札金額積算内訳書（様式第12号）を提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第20条 入札執行者は、入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止するものとする。ただし、電磁的方法（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。第35条に同じ。）による指名競争入札及び一般競争入札を除く。

2 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

3 入札執行者は、天災、地変その他の理由により入札を執行することが困難であると認められるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は取りやめることができる。

(入札の辞退)

第21条 入札執行者は、参加資格者又は指名を受けた者が、入札を辞退する旨を申し出た場合、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（書式例1）を提出させるものとする。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させるものとする。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを行わない。

(開札)

第22条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち会わせて行わなければならない。

2 前項の開札の場合、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

3 入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

4 入札執行者は、開封した入札書を整理し、入札結果表（様式第13号）に記載するとともに予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）と入札価格との対比を行わなければならない。

5 入札執行者は、開札の結果として、入札者名及び入札価格を発表するものとする。

ただし、無効な入札については、その入札参加者名を公表し、入札価格は公表しないものとする。

- 6 入札執行者は、最低制限価格又は調査基準価格を設けたときは、前項の対比に加えて、これの110分の100の価格と入札価格との対比を行わなければならない。
(入札の無効)

第23条 契約規則第12条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (2) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (3) 虚偽の入札参加申込書を提出した者がした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(落札者の決定)

第24条 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内で、次に掲げる要件のいずれかを満たし、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者
- (2) 調査基準価格を設けた場合にあつては、調査基準価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者
- (3) 調査基準価格を設けた場合にあつては、調査基準価格の110分の100の価格未満の価格で入札し、第26条第1項に規定する調査の結果落札者となった者
- (4) 最低制限価格又は調査基準価格をいずれも設けない場合にあつては、最低の価格をもって入札をした者

- 2 入札執行者は、落札者決定後、落札者から課税事業者届出書(様式第14号その1)又は免税事業者届出書(様式第14号その2)を徴取するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについてこの届出書を徴取するものとする。
(くじによる落札者の決定)

第25条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

- 2 前項の規定により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を落札者に記載させ、署名させるものとする。

- 3 第1項の規定によりくじ引に当たり、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者決定の保留)

第26条 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内の最低の価格の入札が調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）であったときは、落札者決定の保留を宣言し、蓮田市低入札価格調査制度取扱試行要領（平成20年市長決裁）に基づく手続を行うものとする。

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前項の規定により順位を決定したときは、くじ（低価格入札以外の入札に係るもののうち、第2順位以下のものを除く。）を引いた者にくじを引いた旨及びその結果決定した順位を当該入札書に記載させ、署名させるものとする。

4 前条第3項の規定は、第2項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

（再度入札）

第27条 開札をした結果、初度入札において予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は、2回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者に限る。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格の110分の100未満の価格の入札をした者

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札は行わない。

(1) 設計金額を事前公表したとき。

(2) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、初度入札において低価格入札があつたとき。

(3) 再度入札に参加することができる者がいないとき。

（落札の辞退）

第28条 落札者が開札直後に落札を辞退した場合は、次位の入札をした者を落札者とするることができる。この場合における落札金額は、辞退した者の落札金額と同額とする。

（不落時の取扱い）

第29条 入札執行者は、一般競争入札の場合において、落札者がいないときは、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付

することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 入札執行者は、指名競争入札の場合において、落札者がいないときは入札を打ち切り、日時を改めて、当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

3 前2項の規定による随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

(落札決定等の通知)

第30条 市長は、第24条及び第25条により落札者を決定した場合は、事務処理後速やかにその旨を落札者に様式第15号により通知するものとする。

2 前項に規定する通知が落札者に到着した日から7日以内に、当該落札者が契約の締結に応じないときは、当該落札の決定は効力を失う。

(契約書類の送付)

第31条 前条第2項に規定する通知には、契約書(案)(様式第16号その1~その5、その8~その9)、蓮田市建設工事請負契約約款(業務委託の場合にあっては、蓮田市測量調査委託契約約款、蓮田市設計委託契約約款、蓮田市監理委託契約約款、蓮田市作業等委託契約約款)、蓮田市物品購入契約約款、蓮田市修繕請負契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付するものとする。

(議会の議決を要する契約)

第32条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年蓮田市条例第10号)第2条及び第3条の規定により議会の議決を必要とする契約については、市議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書(様式第16号その6~その7)を取り交わすものとする。

(契約保証金)

第33条 地方自治法施行令第167条の16の規定による契約保証金の納付は、契約規則第27条から第29条の規定によるものとする。ただし、リース契約により物件の借入れを行う場合にあっては、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10の額とすることができる。

2 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、契約規則第29条の規定に基づき還付しないものとする。

(経営事項審査受審の確認)

第34条 市長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7箇月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

第5章 雑則

(電子入札)

第35条 この要領に定める入札執行のほか、電磁的方法により行うものについては、市長が別に定める。

(その他)

第36条 この要領の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日市長決裁)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日市長決裁)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

業 種	設 計 金 額 (税込)
工事	500万円超
工事に係る詳細設計、実施設計及び監理の業務委託	500万円超